

《決済代行サービス買い手会員規約》

第1条（システムの概要）

決済代行サービス（以下「本サービス」といいます。）とは、株式会社インフォマート（以下「甲」といいます。）がインターネット上で提供するBtoBプラットフォームにおいて、買い手会員（以下「乙」といいます。）が、BtoBプラットフォーム商談を利用した取引を通じて売り手会員から商品を購入する際に、乙が売り手会員に対して負担した代金支払債務額等が予め定められた利用限度枠内であるときに、甲が乙に代わって売り手会員に対して代金の決済を行うシステムです。

第2条（利用資格）

乙は、本規約の内容を確認し、甲所定の方法により本サービスの利用を申し込み、甲が乙を買い手会員として適格であると認めた場合に、初めて本サービスを利用できるものとします。

第3条（本規約の効力）

本規約は甲乙の間における現在および将来一切の契約について適用されます。また、個別の契約において本規約に抵触する規定がある場合には個別契約の規定が優先するものとします。

第4条（利用限度枠の設定）

乙は、甲に対して利用限度枠の設定を申込み、甲は乙の利用限度枠を決定し、乙に対して利用限度枠を通知します。なお、甲は、甲の判断により乙の利用限度枠を変更することができます。

第5条（利用限度枠の使用）

乙がBtoBプラットフォーム商談による取引を通じて、売り手会員から商品を購入しようとする場合、乙の利用限度枠内で商品を購入することができます。

第6条（購入の決定方法）

1. 乙が BtoB プラットフォーム商談を通じて、売り手会員から商品を受領し検収が完了した場合には、直ちに甲の指定する方法により、検収が完了した旨を甲及び売り手会員に通知するものとし、当該通知をした時点で当該商品の所有権が売り手会員から乙に移転するものとします。
2. 乙が商品受領日の翌日から7日経過時点で前項の通知が行なわれない場合には、当該商品の検収が完了したものとみなします。但し、乙が当該商品を検収した結果不良等があり、商品受領日から7日以内に甲及び売り手会員に対して、甲所定の方法によりその旨

通知した場合を除きます。

3. 乙は売り手会員との間で、売買契約等の契約を直接締結し、商品の発送、受取その他購入に必要な手続を直接行うものとします。甲は乙と売り手会員間の契約には、契約の当事者として何ら関与しないものとします。

第7条（立替払い）

甲は、前条第1項に定める乙による検収完了通知が到達した日が属する月の翌月10日に、売り手会員に対して乙が購入した代金額を乙に代わって支払うものとします。

第8条（乙の代金支払い）

乙は、第6条第1項に定める検収完了通知が甲に到達した日が属する月の翌月月末日までに、売り手会員から購入した当該検収完了通知の対象となる商品の代金相当額（以下「本件代金相当額」という。）について、甲の指定する方法により、甲に対して支払うものとします。なお、送金手数料は乙の負担とします。

第9条（延滞利息）

乙が前条に定める本件代金相当額の支払いを怠った場合には年14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

第10条（債権の譲渡）

1. 乙が第8条に定める甲に対する代金相当額の支払いを怠った場合、甲は、甲が保証委託契約を締結する保証会社（以下「丙」という）に対して、乙に対する代金相当額の支払請求権を債権譲渡できるものとし、乙は当該債権譲渡につき予め当然に異議なく承諾したものとみなすものとします。
2. 乙は、乙の保有する甲に対する債権と第1項に定める甲に対する債務を相殺してはならないものとします。
3. 第1項に定める債権譲渡が行われた以降は、乙は、本件代金相当額を第1項に定める保証会社の指定する口座に振込送金により直ちに支払うものとします。なお、送金手数料は乙の負担とします。

第11条（退会）

乙が、本契約を解約し退会する場合は、契約終了日の1ヶ月前までに、書面により甲に届けるものとし、その場合には直ちに甲に対する債務の全額を支払うものとします。

第12条（会員契約の解除）

1. 乙が各項の一つにでも該当する場合は、甲は本契約に限らず甲乙間の全ての契約を何ら

の催告なくして解除できるものとします。

- (1) 本サービスの利用にあたり甲又は丙に対して虚偽の申告をした場合
 - (2) 本規約に違反した場合
 - (3) 甲または丙に対する債務の履行をひとつでも怠った場合
 - (4) 利用限度枠使用状況が適当でないと甲が判断した場合
 - (5) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、又はこれに類似する法的整理手続開始の申立を受け、若しくは自ら申立を行った場合
 - (6) 重大な財産に対して、銀行取引停止処分、強制執行、差押、仮差押、又は仮処分を受けた場合
 - (7) その他乙の信用状態に重大な変化が生じた場合
 - (8) 本契約に基づく甲乙間の信頼関係を損なう行為が判明した場合
 - (9) その他、本サービス利用にあたり、甲が不相当と判断した場合
2. 前項の場合、乙は直ちに甲に対する債務全額を弁済しなければなりません。

第 13 条（届出事項の変更）

1. 乙は、甲に届け出た事項に変化があった場合には、速やかに甲に対して所定の届出をしなければなりません。
2. 甲が、乙が届け出た連絡先に書面または電子メール等を送付した場合には、仮に、乙に到達しなかった場合であっても、当該書面または電子メールは通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第 14 条（規約の改定ならびに承認）

本規約が改定され、甲が当該改定内容を乙に通知又は広告した後に、乙が本サービスを利用した場合には本規約の改定を承認したものとみなします。

第 15 条（準拠法）

本契約については全て日本国法が適用されるものとします。

第 16 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【書式 決済 BF4-W】

以上

【IMTOS417-01】